

中央官庁の、新築から改修までの技術資料体系

() 内の年度は最新版の発行年度

1,新築工事 → 「公共建築工事標準仕様書」

平成 16 年 4 月に国土交通省の「建築工事共通仕様書」をベースに中央官庁の共通仕様として「公共建築工事標準仕様書」が発刊され、以下の技術資料についても順次共通化されて行きます。

なお、各省庁固有の建築条件については、特記仕様で対応する。

2,工事監理 → 「建築工事監理指針」(平成 13 年度) 国交省

(発注者側の立場で、工事を監理・監督するための資料)

平成 17 年度に「公共建築工事監理指針」に改正

3,点検業務 → 「建築保全業務共通仕様書」(平成 15 年度) 国交省

「建築保全業務積算基準」(平成 15 年度) 国交省

(建物管理者が行う日常の点検・保全業務の資料)

4,劣化診断 → 「建築物修繕措置判定手法」(平成 5 年度) 国交省

(1 次～3 次診断を経て、主に大規模修繕・改修か

小規模修繕かを判定する資料)

5,改修設計 → 「建築改修設計基準及び同解説」(平成 11 年度版)

(修繕・改修の設計基準) 国交省

6,改修工事 → 「公共建築改修工事標準仕様書」(平成 16 年度)

国交省「建築改修工事共通仕様書」(平成 14 年度) を

ベースに本年 4 月に改定

7,工事監理 → 「建築改修工事監理指針」(平成 14 年度) 国交省

平成 17 年度に「公共建築改修工事監理指針」に改正

公共建築工事標準仕様書 公共建築改修工事標準仕様書

1. 経 過

1) 平成 14 年 4 月

官庁営繕事務の合理化・効率化を目的に中央官庁の技術基準類の統一化が決定。

2) 平成 15 年 3 月

『公共建築工事標準仕様書』等の 17 の技術基準類・工事書式の“統一基準”が決定。

3) 平成 16 年 4 月

“統一基準”決定後、初めての改定

2. 改定の方針

1) 行政施策への対応

2) 国際化への対応

3) 法令・基準・規格類との整合

4) 技術・技能資格者への対応

5) 技術革新への対応と施工実態の反映